

西東京市図書館資料収集基準

平成13西生図第108号
(平成13年5月25日)

第一 (資料収集基本方針)

図書館は、地域における生涯学習を推進する機関として、基本的人権の一つである「知る自由」を利用者に保障し、利用者の必要とする資料を収集する。

(1) 資料収集の自由

収集方針の内容は、「図書館の自由に関する宣言」に基づき次のとおりとする。

- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾を恐れて自己規制したりはしない。
- (オ) 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。
- (カ) 寄贈された資料を蔵書とする場合も同様である。

(2) 蔵書構成の基本的考え方

資料の収集においては、資料自体の価値および地域住民の要望に基づき、図書館員が組織的に協議・会議などをもって、図書館全体の機能、各館の役割を考慮し、責任をもって主体的に判断する。

図書館の蔵書構成は、地域住民の共同の本棚および書斎であると考え、市民の要求に即したものとし、次の通りとする。

- (ア) 最新情報
常に時事情報に目を向け、最新の情報を盛り込んだ資料の収集に努める。
- (イ) 市民要求と利用
新鮮で魅力ある書架構成を維持するものとし、つねに資料の利用状況を把握し、市民の要求をふまえて、多くの市民の利用が予測されるものを積極的かつ網羅的に収集するとともに、市民の知的好奇心を刺激し、新たな世界がひろがるような蔵書構成とする。
- (ウ) 各館の独自性
図書館は、各館の規模、機能、役割に応じて収集するとともに、図書館全体の蔵書構成を考慮するものとする。

第二 （資料別、対象別収集方針）

図書館は、資料の種類別、利用対象者別に以下のとおりに収集するものとする。

（１） 図書資料

（ア） 一般図書

利用者の文化・教養の向上、調査・研究、趣味レクリエーション等に役立つ資料を各分野にわたり、体系的に、幅広く収集する。

（イ） 児童図書

未来ある子どもたちに読書の喜び、物事を調べることの楽しさを知ってもらえるように、また、知識・感性・情緒の育成を促し、様々な興味に応えられる資料を収集する。

（ウ） ヤングアダルト資料

ヤングアダルト世代の対象を１３歳～１８歳頃とし、青春期特有のテーマ（友情・恋愛・自立・職業・生き方など）を扱った、読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集する。その際、ヤングアダルト世代の要求を考慮し、かつ、その資料の質にも留意した収集に努める。

（エ） レファレンス資料

通常の読書とは異なる参考調査を目的として編集された辞書・事典・年鑑などの資料や二次資料を収集する。その際には、利用者の求める情報が検索しやすく、より正確で信頼性の高い情報が得られる資料を収集する。

（２） 地域資料

市民の「自分が居住する地域」についての様々な調査・研究・学習の要求に対して、図書館が資料をもって応えることは重要な責務の一つである。

西東京市に関する資料については、それらを西東京市以外の機関に委ねることはできないことから、印刷物を中心に可能な限り収集する。

また、隣接する行政自治体の資料及び東京都の資料も収集する。

（３） 逐次刊行物

新聞・雑誌などの逐次刊行物は、内容の速報性を重視し、市民の趣味趣向や流行に留意し、生活に密着した情報から学術調査・研究に役立つものまで提供できるよう、各分野において幅広く収集する。また、地域社会の国際化に対応するため、外国語の逐次刊行物についても留意する。

（４） 視聴覚資料

利用者に対する幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を提供する。図書資料等、紙のメディアだけではその分野を知る上で充分ではないと考えられるもの、表現方法において、視聴覚資料の方が優れていると考えるものを収集する。

資料の形態については、社会に広く受入れられているものを対象として収集する。その際には、著作権法に十分注意する。

(5) ハンディキャップサービス資料

主に、視覚に障害のある利用者の幅広い要求に応えるために、一般の書籍・雑誌など墨字資料に代わり、直接、知識・情報を得ることができ、読書を楽しむことのできる形態の資料を収集する。また、これらは出版点数がごくわずかであることから、自館作成にも努める。

(6) 非核・平和に関する資料

非核・平和に関する資料を積極的に収集する。原爆関係の資料は、「原爆小文庫」に別置き収集するものとする。

(ア) 特殊コレクション「原爆小文庫」

1976年、下保谷図書館開館当時、市内在住の評論家故長岡弘芳氏の寄託資料を基に特殊コレクションとして「原爆小文庫」を設けた。原爆関係の文献収集に傾倒し、それらを「” まちの図書館” で気軽に多くの人に読んでもらいたい」という氏の意向を受け、広島・長崎を中心に原爆関係の資料を形態にとらわることなく幅広く収集する。

付則 この基準は平成13年6月15日から適用する。